公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５３号
新潟県阿賀野市北本町16番６号
債務者　常田久美子
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　一洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第６５号
新潟県新発田市本町３丁目４番18号　サクシード本町Ｃ棟　101
債務者　佐藤　新一
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２０５号
福岡県久留米市大石町460番地２
債務者　初田　　守
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野智恵美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月５日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１２号
福岡県久留米市三潴町福光426番地７
債務者　小出　拳大
１　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第４６８号
北九州市門司区高田１丁目２番17―1409号、前住所北九州市門司区藤松１丁目４番１―103号
債務者　山下久美子（旧姓長岡）
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村里　　淳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５１４号
北九州市門司区浜町８番17―403号
債務者　篠原　洋和
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　裕一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５５３号
北九州市小倉北区下富野１丁目３番５号
債務者　ラックこと　宮崎千鶴男
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９５号
北九州市八幡東区槻田２丁目８番２―502号
債務者　山本のぶみ
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５９６号
北九州市八幡東区槻田２丁目８番２―502号
債務者　山本　幸夫
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月７日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４０号
鹿児島県大島郡天城町大字兼久1215番地、前住所鹿児島県大島郡天城町大字天城440番地８
債務者　基　　明美
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　敏徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月１日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第４２９号
仙台市泉区泉ケ丘３丁目15番８号、従前の住所仙台市宮城野区原町４丁目５番25号
債務者　山野　輝隆
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町屋　和憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４９６号
仙台市太白区長町２丁目５番７―３号
債務者　渡辺　紗雪
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　稔英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月６日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
愛媛県西条市喜多川779番地５　スカール喜多川Ａ棟205号室
債務者　藤田　正輝
１　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４８７号
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1712番地の24
債務者　松浦　加奈
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　知佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９３号
福岡県遠賀郡遠賀町田園１丁目20番20号
債務者　池田由香里（旧姓平岡）
１　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５４３号
北九州市八幡西区中の原２丁目17番12号
債務者　宝珠山　力
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　天川　龍一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部